

2006

2

No.281



■昭和55年8月26日第三種郵便物認可■ 平成18年2月10日発行(毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

# ともし



銀行街 (町首並部令町富郷館函) 町 通 町 松 若 (所名館函)



## CONTENTS

**巻頭特集** 「新会社法」  
まもなく施行!

◆各種セミナー、講習会ご案内 P 5

◆特定退職金共済制度ご案内 P13

函館商工会議所ホームページ  
<http://www.hakodate.cci.or.jp/>

# Consulate Bridal

宗教によらない自由な形の結婚式です。  
函館市旧イギリス領事館で交わす  
調印式をイメージするお二人の将来を約束する誓いは、  
きっとドラマチックな思い出となることでしょう。



おふたりにいちばん近い方々に囲まれながら、領事館を訪れる方々の賑わいのなかで、出発を祝うコンサレートウェディング。  
外国旅行での経験や映画のシーンを思い出すチョットおしゃれなウェディングセレモニーです。



## 挙式の後のご会食は館内レストランで…。



ガーデンでの挙式 (5月~10月上旬)  
館内での挙式 (10月~12月、1月~4月)  
コンサレートウェディングプラン  
¥150,000(税別)  
(挙式料・衣裳・美容・着付・写真)

領事館結婚式

## 函館市旧イギリス領事館

Old British Consulate of Hakodate

函館市元町33番14号

TEL.0138 (27) 8169 (ブライダル直通)

◆今月の表紙 レトロなほこだて

「市電函館駅前電停付近の冬景色」

十字街方向から電車路線沿いに函館駅前交差点付近を撮影した冬景色の一枚です。

小さく電車が写っているあたりが現在の駅前電停付近で、街並みの様子から昭和15年前後のものと推察されます。

写真中央のやぐら状の塔屋をもつ建物はそば店丸南本店で、現在は本所事務所が入居する函館北洋ビルが建っています。

(市立函館図書館所蔵)



視 点

地方都市郊外への大規模な大型店の相次ぐ出店により、中心市街地の衰退、疲弊は目を覆うような状態にあることから、国土交通省、経済産業省等は街づくり三法の見通し作業に入っていたが、このほどその概要が固まった。

これまで地方都市の郊外地区への大型店の出店は比較的容易に認められてきたが、わが国の総人口が少子高齢化により、いよいよ減少期に入り、消費の拡大が期待できないことから、改正後は、出来るだけ郊外地区への大型店の進出を排し、既存市街地の中心市街地に大型店の出店を限定し、コンパクトな街づくりを実現しようとするものである。

このことに関しては、経団連や一部マスコミ、消費者等から自由な競争の阻害、消費者利益を損なうなどの意見もあったが、日本商工会議所が各地の商工会議所と連携をとり、危機を訴え続けた結果、今回の改正案となったものである。

国は今後、大型店の郊外出店抑制とともに中心市街地活性化のため、意欲のある地域に対し集中的に施策を講じていくと表明している。選択と集中である。

見直し案に否を唱えている人達に納得してもらうためにも、自治体、商店街、われわれ関係者に課せられた責務は大きなものがある。

われわれは、早急に今回の改正案に沿い、中心市街地活性化基本計画を見直し、活性化のための施策を強力に推進していかなければならない。

このことが、消費者利益の確保にもつながっていくことを認識すべきである。

ともえ

2月号  
(通巻281号)

特 集

2 「新会社法」まもなく施行!

2月・3月スケジュール・おしらせ

5 貸会議室ご案内  
新入社員セミナーご案内

中小企業相談所だより

6 マル経資金制度ご案内  
労働保険事務組合ご案内  
各種専門相談ご案内

会議所の動き

8 陳情・要望活動  
部会・委員会報告  
各種セミナー開催  
納税相談のご案内  
議員会・女性会・青年部活動

ご案内

12 新入会員ご紹介  
3月期パソコン講座ご案内  
特定退職共済制度ご案内

業務紹介

14 函館マルチメディア推進協議会

DATA HAKODATE

15 はこだて冬フェスティバル開催日程

コンベンション情報

16 観光コンベンション情報

# 「新会社法」まもなく施行!

これまで会社に関する規定は、商法第2編、有限会社法、商法特例法など様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていませんでした。

昨年6月の第162回国会で「新会社法」が成立し、本年春（5月施行予定）から施行されることとなりました。

新会社法は、商法第2編「会社」を商法から分離し、有限会社法などの法律とともに一つの法典として、わかりやすく再編され、また実質的にも大幅な改正が行われています。

以下で、特に中小企業に関わりの深いポイントを紹介いたします。

## (1) 有限会社制度と株式会社制度の統合

新会社法では、会社類型の選択の硬直化、規制の形骸化を踏まえて、有限会社制度が廃止され、株式会社制度に一本化されます。

ただし、既存の有限会社については、「特例有限会社制度」が適用されることから、引き続き「有限会社」の商号使用が認められるなど、これまでの規律を維持するための必要な経過措置が設けられています。

また、株式譲渡制限会社（全ての株式の譲渡について会社の承認が必要である株式会社）へ移行することで株式会社の商号を使用しながら、これまでの有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することも許容されます。

なお、新会社法施行後に会社を設立する場合は、特例有限会社制度は適用されないため、有限会社を設立することはできなくなります。

## (2) 機関設計の柔軟化

これまで、株式会社は有限会社に比べて一律に厳格な機関設計の定めがなされていた。

例えば、株式会社には取締役会および監査役の設置義務（有限会社では取締役会は設置不可、監査役は任意で設置）、取締役3人以上の設置義務（有限会社は1人でも可）などの厳格な定めがあり、柔軟な機関設計は困難となっていました。

新会社法では、株式譲渡制限会社については、最低限の機関設計のみを規定し、その他は企業の発展段階に応じて様々な機関設計の選択ができるようになっていきます。

具体的には、株式譲渡制限会社では、①取締役会・監査役の設置は任意、②取締役の数は1名でも可、③取締役・監査役の任期は、定款で定めれば最大10年まで延長可能となっています。

## (3) 会計参与制度の導入

これまで、中小企業における会計監査は主に監査役が担当していましたが、監査役には資格要件がないこともあり、名目的な監査役が設置されているのみの会社が多数存在していました。

また、公認会計士・監査法人からなる会計監査人監査は、信頼性は高いもののコストも高いといわれています。このため、中小企業にとって決算書（計算書類）の信頼性の確保が課題とされてきました。

新会社法では、新たに会計参与制度が導入され、主に会計監査人が設置されていない中小企業において決算書の信頼性の向上を図ることが期待されています。

会計参与は、取締役と共同して計算書類の作成・説明・開示等を行う会社内部の機関で、税理士・公認会計士等の会計専門家からなりますが、設置は会社の任意であり、強制ではありません。

# 商法から「新会社法」へ

現行の会社法体系  
(商法第2編、有限会社法、商法特例法)

新会社法

新しい「株式会社」

**株式会社**  
(商法第2編)

会社数 1,148,100社 (うち資本金3億円未満 1,128,700社)

最低資本金規制: 1,000万円  
 機関: 取締役会必置  
 監査役必置  
 取締役は3人以上  
 取締役の任期は2年  
 監査役の任期は4年  
 株主の責任: 有限責任  
 (会社に対し株式の引受価額を限度とする出資義務を負う以外、会社の債務につき責任を負わない)

その他  
 ・社債、新株予約権等発行可能  
 ・取締役会の書面決議不可  
 ・決算公告義務あり  
 ・会計監査人制度あり  
 ・大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社)は強制設置、中会社(資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置  
 ・議決権等特段の定めは置けない 等

**有限会社**  
(有限会社法)

会社数 1,892,600社

最低資本金規制: 300万円  
 機関: 取締役会なし  
 監査役任意設置  
 取締役は1人以上  
 取締役の任期なし  
 監査役の任期なし  
 社員の責任: 有限責任

その他  
 ・社債、新株予約権等発行不可  
 ・決算公告義務なし  
 ・会計監査人制度なし  
 ・持分の譲渡には総会の承認必要  
 ・議決権等特段の定めを定款に置くことが可能 等

なし

合資会社 (無限責任社員と有限責任社員が混在)

合名会社 (無限責任社員のみで構成)

統合

新設

規定の統合

最低資本金規制: なし  
 機関:  
 会計参与を活用するなどにより柔軟性のある設計可能。特に、株式譲渡制限会社は以下の例のような自由な機関設計を選択可能。

取締役及び会計参与の任期は原則2年、監査役の任期は原則4年。  
 ただし、株式譲渡制限会社は定款により最大10年まで延長可能。

取締役の員数は、取締役会を置かない場合は1人以上、置く場合は3人以上。  
 (株式譲渡制限会社のみ取締役会を置かない機関設計の選択が可能)

- 機関設計の例
1. 総会+取締役会+監査役
  2. 総会+取締役会+会計参与
  3. 総会+取締役会+監査役+会計参与
  4. 総会+取締役
  5. 総会+取締役+監査役
  6. 総会+取締役+会計参与

株主の責任: 有限責任  
 その他  
 ・社債、新株予約権等発行可能  
 ・取締役会の書面決議可能  
 ・決算公告義務あり  
 ・株式譲渡制限会社において、議決権等特段の定めを定める  
 ・会計監査人制度あり  
 ・大会社は強制設置、それ以外の会社(資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置等

出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用される新たな会社類型(合同会社: 日本版LLC)

合名会社・合資会社の規定を一本化  
(有限責任社員がない合資会社=合名会社)

出所: 中小企業庁

ここでワンポイント!  
 最低資本金規制特例制度を利用した既存の「確認会社」(1円会社)は、5年以内に資本金を積み増す必要はなく、毎年行っていた経済産業大臣への書類提出も不要となりますが、法施行後に定款の変更が必要となります。

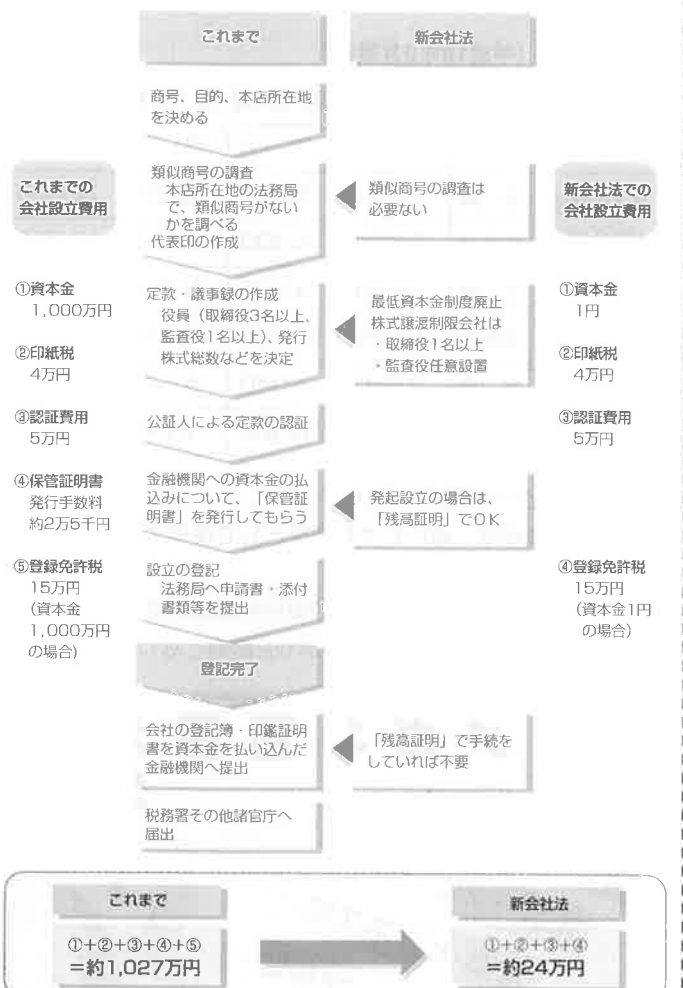
(4) その他  
 新会社法では、これら以外にも、事業承継に活用できる株式制度の拡充や最低資本金制度の撤廃、合同会社(日本版LLC)の新設など、中小企業の事業活動の円滑化に資する制度が数多く含まれています。

新会社法では、定款自治の拡大により、個々の企業が状況・成長段階に応じて、多様な形態、運営方法を選択できるようにになります。  
 また、会計参与制度の新設により、中小企業が計算書類の質の向上を図る手段が大幅に拡大されます。  
 なお、本所内に設置されている函館地域中小企業支援センターでは、「よくわかる! 新会社法のあらましと実務ポイント」の冊子を作成いたしました。

また、中小企業庁において作成された資料もご用意しています。これらの資料につきましては、窓口にて無料で配布いたしておりますので、どうぞご利用ください。

## 創業をスムーズにする制度へ

### 株式会社設立のフローチャート



※最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができます。  
 ※会社設立手続きが簡素化され、設立費用も大幅に軽減されました。



## ◇2月・3月のワンポイントアドバイス◇

### 2月

如月（きさらぎ）……寒いので着物をさらに重ねる月で、キサラギ（衣更着）の意。

- ・新入社員用の什器、制服などを手配する。
- ・新入社員のうち、寮や社宅に入る者の最終確認を行い、手配や整備を済ませる。

### 3月

弥生（やよい）……草木が、いやがうえにも生い茂るの意で、イヤオヒが転じたもの。

- ・4月からの労働保険の年度更新事務に備えて、賃金の集計等を事前に始める。

## 函館産業会館のご案内

各種会議・イベント・展示会・式典・セミナーなどあらゆる催事にご活用ください。

会議に附帯する各種備品（マイク、テレビ、ビデオ、液晶プロジェクター）も貸し出しております。

また、IT時代に対応し、全室インターネット接続可能です。詳細につきましては、本所総務課までお問い合わせください。

### ※貸室料金表（平成18年2月現在）

室名	区分	使用時間帯別料金			
		9~12	13~17	18~21	9~21
第1会議室 (約20名)	会員	3,780	5,040	5,565	12,600
	非会員	5,250	6,300	7,140	16,590
第2会議室 (約60名)	会員	7,140	8,505	9,765	22,470
	非会員	9,345	11,235	12,810	29,925
第5会議室 (約20名)	会員	3,780	5,040	5,565	12,600
	非会員	5,250	6,300	7,140	16,590

収容人数はスクール形式での人数

第1・第2会議室は、通して大会議室として使用することもできます。

日・祝祭日及び第2・第4土曜日の使用料は2割増、夏期（7・8月）・冬期（11~3月）は冷暖房料2割増となります。

## ◇2月・3月会議所スケジュール◇

2月	
12	(日) 第176回珠算能力検定試験 函館〜ソウル便新路線開設トップセールス
13	(月) パソコン講座(〜2/23) 小企業等経営改善資金審査会
14	(火) 平成17年度納税相談(〜3/14) 中心市街地活性化フォーラム
15	(水) 日商 各種委員会 日商 常議員会 1級・3級販売士検定試験
17	(金) 商青連第23回全国会長研修会登別会議 工業部会 第1小委員会 工業部会 第2小委員会
18	(土) 日本の港の国際化2006inはこだて 北海道新幹線建設促進期成会講演会
19	(日) 1級・2級ビジネスコンピューティング検定試験
21	(火) 第22回正副会頭会議 商業部会幹事会
22	(水) 女性会 2月例会 倉敷商工会議所を表敬訪問(〜2/23) (観光振興大会関係) 発明・商標相談
24	(金) 法律相談
26	(日) 第112回簿記検定試験(2〜4級)
28	(火) 青年部第8回国際委員会 函館空港連絡協議会
3月	
7	(火) 経営相談
8	(水) 道商連 正副会頭会議
14	(火) 第23回正副会頭会議 第4回常議員会
15	(水) 日商 各種委員会

【1月31日時点】

## メガネ着替えてアイファッション

カジュアルに…  
スポーツに…  
営業・ビジネスに…  
フォーマルに…



安心の技術とサービス

メガネの23

■NEOC店■日本優良メガネチェーン

赤川店/☎43-1881  
石川店/☎47-2882  
WAKO店/☎23-1881  
行啓通り店/☎32-1881  
湯の川店/☎59-1881

※各店専用及び契約駐車場をご利用下さい。

# みなさまへのお知らせ !!

～フレッシュマンを  
即戦力に!!～

## 新入社員セミナー

社会人として必要な知識や教養について集中講義を行い、新入社員をいち早く企業の即戦力になれるよう養成するセミナーです。社員教育の一環として参加・ご活用頂けますようご案内申し上げます。

日 時：平成18年3月22日(水)10:00～16:00 会 場：ホテル函館ロイヤル

講 師：(株)日本マネージメント・リサーチ専任講師 藤沼 悦子氏

受講料：会員1名 3,000円 一般1名 5,000円(税・テキスト・昼食込)

お申込み・お問い合わせ TEL23-1181 経営支援課

### 「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って「お金を貸します」といった内容の偽者DM（ダイレクトメール）・携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

「信用保証機関への紹介」や「債務データの改善」など様々な理由をつけて、融資をする前に必ずお金を振り込ませようとしています。会員の皆様も十分ご注意ください。

#### 騙されないために

### 「騙されないための心構え三か条」

#### (第一ポイント)

- 取引関係のないところから突然送られてくる「お金貸します」とのダイレクトメール（DM）・携帯メール等に注意。（低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意）

#### (第二ポイント)

- 融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。（保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます）

#### (第三ポイント)

- 「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に以下に問い合わせ。

「貸します詐欺」被害ホットライン 03-5320-4775（東京都貸金業対策課）

平日：午前9時～12時、午後1時～4時30分

※夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

～人に優しく、使いやすく、地域の皆様と共に生きる空港を目指して～

#### 函館空港ビルディング(株)

〒042-0952

函館市高松町511番地 函館空港内  
TEL.0138-57-8881(代表) FAX.0138-57-8088



# 中小企業相談所 だより

金融	経営改善	税務
労務	法務	新規創業
取引照会	情報化	環境対策

どんな事でもお気軽に！各種お申込・  
お問い合わせはTEL0138-23-1181へ。

## 無担保・無保証人 マル経資金（小企業等経営改善資金）制度

■融資限度額550万円以内

■利率1.50%（平成18年1月19日改定）

### 融資の条件

- 融資期間……運転資金5年以内、設備資金7年以内（据置6カ月以内を含む）
  - 担保・保証人……一切不要（信用保証協会の保証も不要です）
- ※ただし、生活衛生関係業種（飲食店、喫茶店、食肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング）の方は、運転資金のみで設備資金はご利用できません。

### ご利用いただける方

- 常時使用する従業員の数が製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下。  
（個人の家族従業員・法人の役員は除きます）
- 函館商工会議所地区内で1年以上引続き事業を行っていること
- 従前（原則として6カ月以前）から函館商工会議所の経営指導を受けていること
- 所得税、事業税、住民税について納期の到来している税金を全て完納していること

## 経営にお役立てください!!



本所では企業の経営支援を目的とした各種ガイドブックを取り揃えております。

- 中小企業新事業活動促進法のあらましと活用法
- 新・会社法のあらましと実務ポイント
- 会社を発展・存続させるための事業承継の決め手※
- 改正60歳定年法のあらましと企業の対応※
- 定年前後の事務手続と基本的知識※  
（※印2月下旬刊行予定）

上記以外にも各種分野に関する小冊子や関係施策のパンフレットがありますので、ご希望の方は本所経営支援課までお問い合わせ下さい。



# 雇用保険・労災保険のお手続きは 本所労働保険事務組合へ

## ■労働保険事務組合制度とは？

労働保険事務組合制度とは、雇用保険や労災保険の加入手続、保険料の申告、納付に関する手続、雇用保険の被保険者に関する手続等を事業主に代わって行うことで事業主の事務処理面の負担を軽減するとともに、労働者と一緒に働いている中小事業主及び家族従事者も労災保険に加入できるメリットのある制度です。商工会議所では国の許可を受け、会員サービスの一環として事務組合を運営しています。事務手数料も低廉です。

## ■事務委託のできる事業主

常時使用する労働者が300人（金融、保険、不動産、小売業、サービス業は50人、卸売業は100人）以下の事業主の方はどなたでも委託することができます。

## ■次のような場合には事務委託をしましょう

- ・事務手続がわからない
- ・人不足で事務処理をする余裕がない
- ・関係官庁に出かけるのが面倒
- ・労働保険の年度更新が難しい
- ・事業主及び家族従事者も加入したい



## ■事務委託をした場合の利点

- ・事務組合が一括して事務処理をいたしますので事業主の事務が軽減されます
- ・労働保険料を金額にかかわらず年3回に分割して納付することができます
- ・事業主及び家族従事者も労災保険に加入することができます（特別加入）

◇お問い合わせは、経営支援課まで

相談  
無料!  
個別専門  
ご案内相談

経 営  
相 談

実施日／3月8日(水) 13:00～16:00  
相談員／公認会計士 齊藤 瞭氏

法 律  
相 談

実施日／2月24日(金) 13:00～16:00  
相談員／弁護士 菅原 憲夫氏

発 明・商 標  
相 談

実施日／2月22日(水) 10:00～16:00  
相談員／弁理士 細井 貞行氏

相談は事前予約制となっておりますので、電話等でご予約願います。



## 無 料 発 明 ・ 商 標 相 談

毎月第4水曜日 10:00～16:00 函館商工会議所にて

\*函館の皆様と共に35年…私たちが皆様からのご相談にお答えします\*

### 英知国際特許事務所

所長 細井貞行 副所長 弁理士 岩崎孝治 弁理士 石渡英房 弁理士 中村正道 弁理士 伊藤隆夫 弁理士 滝澤智夫

■東京本部 ■〒112-0001 東京都文京区白山5-14-7 早川ビル TEL:03-3946-0531(代) FAX:03-3946-9290

■北海道支部 ■〒078-8802 北海道旭川市緑が丘東二条4-11-12 TEL:0166-65-2080 FAX:0166-65-2080

<http://www.eichi-patent.co.jp>

# 会議所の うごき



▲多くの来函者で賑わいを見せる国際線ターミナル

## 函館〜ソウル間 国際定期航空路線開設へ向けて

函館〜ソウル間国際定期航空路線開設へ向け、去る1月11日〜12日の日程で市木村助役本所沼崎・泉両副会頭をはじめとする8名が国土交通省、アジアナ航空日本地域本部、大韓航空日本地域本部を訪問し、同路線開設へ向けた要望活動を行ってきました。

函館空港は、新千歳空港とともに北海道の国際空港として定期便はユジノサハリンスク線、また東アジア地区、特に台湾から数多くのチャーター便が就航し、その機能を果たしてきました。

本所は、平成14年から3回にわたり、市、市議会などとトップセールスを実施しており、函館〜ソウル間のチャーター便の増便を各航空会社に働きかけてきましたが、その努力が今回の定期便就航の計

画に結びついたものと考えております。

今回就航が計画されている路線は、国際線としては飛行時間が短く、韓国から多くの観光客が飛来し函館の観光を楽しんでいたことはもとより、ソウル市は、函館市民にとっても安い料金で気軽に海外旅行に行ける人気スポットと予想され、その実現は市民にも大きな喜びとなります。また、航空路線開設だけではなく、昨年5月には釜山港と函館港を結ぶコンテナ定期航路が開設されるなど、函館〜ソウル間航空路線の開設は、各分野において両地域のこれまで以上の活発な交流が図れるほか、地域の振興発展にも大きく寄与することとなります。

なお、2月12日から航空路

開設の早期実現に向け、井上市長、高野会頭などがソウル市を訪れる予定となっています。

## 日本たばこ産業 跡地への要望

昨年12月20日、市、本所が日本たばこ産業(株)に対し、函館工場跡地の利用計画についての要望活動を行ってきました。

日本たばこ産業は昨年3月、函館工場を閉鎖し、その広大な跡地の利用について種々の計画案を練り、最終的には大型商業施設の建設を計画しており、デベロッパーとなる会社から計画案の提出を求めました。

その結果、売場面積規模は4万〜5万㎡と言われており、この計画が実施されると市内の商店街は壊滅的な打撃を受けることが予想されます。このことから、工場跡地利用にあたっては、市内各商店街等に配慮した規模の店舗計画の要望を行ってまいりました。

# 陳情・要望活動

## 12・1月

### 北西太平洋沖合鯨類 調査船入港への要望

北西太平洋沖合域鯨類捕獲調査船団函館入港要請のため、昨年12月21日、市・水産連合協議会・本所が調査捕鯨を行う水産庁・日本鯨類研究所・日本捕鯨協会・共同船舶㈱を訪れ要望活動を行いました。

当市は古くから鯨との係わりが深く、江戸時代末期には米国海軍のペリー提督が黒船を率いて来航し、わが国に開国を求めた結果、1854年に日米和親条約が締結され、函館港も門戸を開くことになりました。米国が開港を求めた理由のひとつには、北西太平洋（北海道近海）で商業捕鯨を行う米国捕鯨船団の薪炭・水・食糧等の補給目的があったと言われています。

最近では、一昨年3月末に南水洋鯨類捕獲調査船団が当市に寄港し、調査捕鯨で得られた鯨肉他約2千トンを荷揚

げするとともに、2日間にわたり調査捕鯨母船(日進丸)・目視調査船(第2勇新丸)の一般公開が行われ、延べ約2万2000人が訪れました。

また、渡島東部4町村との広域合併により、水産都市としての位置付けが高まり、「国際水産・海洋都市構想」を基軸として未来に向けた街づくりも進められているなか、調査捕鯨で得られる様々な情報はまちづくりを進めるうえで大きな力となり、経済活性化にも大きな役割を果たすことから、今後も調査捕鯨船の函館寄港に向け引き続き要望活動を展開していくこととしています。

### 商業部会

#### 正副部会長会議

商業部会(柳沢担当副会頭・渡辺良三部会長)正副部会長会議が去る1月16日、本所において開催されました。当日は、今後の部会運営に

ついて議論がなされ、函館市商業の現状について勉強会を開催すること、また先進商業施設の視察を次年度に実施すべく、視察先の選定を進めていくこととしました。

また、J-T函館工場跡地の利用計画について、本所としては市内商業者等へ影響の大きい大規模商業施設が出店しないよう、引き続き要請活動を続けていくこととしました。



▲商業部会正副部会長会議

### 新会社法

#### セミナー開催

今年春より施行予定の新しい会社法について解説するセミナーが去る2月2日、本所において開催されました。

21世紀を迎え経済社会が多

様化する中で、新しい会社法はこれまで商法や有限会社法など多岐に亘った会社法制を統合し、経済活動の活性化を図ることを目的として制定されました。

新法は、有限会社の廃止(現在の有限会社は特例有限会社として存続可能)や合同会社・LLPの創設、株式会社の機関設計に関する改正(最低資本金撤廃や会計参与の設置、1人取締役や役員任期の延長等)など、中小企業経営に深く関わる部分も多いことから、セミナーでは質疑応答も活発に行われ、経営者の関心の高さを窺わせました。

なお、会社法の概要は今月号特集ページで紹介しておりますのでご参照下さい。



▲新会社法セミナー開催

# 確定申告はお早めに。 本所納税相談の予約を受付中!!

私たちが皆様のお手伝いします



写真後列  
左より  
西村 経営指導員  
篠原 経営指導員  
山本 経営指導員  
岡崎 経営指導員  
永澤 経営指導員  
藤森 経営指導員  
写真前列  
左より  
柿崎 経営指導員  
隅田 経営指導員  
酒井 事務局次長  
杉澤 経営指導員  
池田 経営指導員

平成17年分の所得税・贈与税の確定申告が始まります。本所中小企業相談所では、日頃の相談業務において「函館地区税務指導所」を設置していますが、特に確定申告期間中は特別体制で税務相談をお受けいたします。

今年も例年どおり本所内の特別会場で2月14日～3月14日（土・日・祝祭日を除く）までの期間、税務に関する相談をお受けいたしますので、決算や申告に関する相談がございましたら、お気軽にご来所ください。

なお、本所での相談はお客様をお待たせすることのないよう、事前にご予約をいただいておりますので、お早めに電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。

## ★納税相談にお持ちいただく書類は次のとおりです

- 税務署よりすでに郵送されている決算書・確定申告書
- 平成17年分の各帳簿一式等
- 国民年金・健康保険料（平成16～17年度通知書）および介護保険料の支払額が分かるもの
- 生命保険（一般用・個人年金用）・損害保険の控除証明書
- 医療費や住宅取得等の控除にあたっては、その必要とする書類
- 事業主の印鑑
- 営業のほか、年金・給与・不動産等の収入のある方は、その源泉徴収票、収支明細書等

※なお、実費程度の相談手数料が必要となります。また、本所では決算・申告の相談や経理、税務全般等のご相談を随時お受けいたしておりますのでご利用下さい。

## 平成17年分から消費税法が変わりました！

消費税法が平成16年4月1日から改正され、個人事業者の方は、原則として平成17年申告分から適用となります。

主な改正点は次のとおりです

- ①納税義務が免除される基準期間における課税売上高が1,000万円（改正前は3,000万円）に引き下げられました。（例えば、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分の消費税課税事業者となります。また、平成16年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成18年分の消費税課税事業者となります。）
- ②簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前は2億円）に引き下げられました。

新たに消費税課税事業者となった方及び消費税課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」の提出と記帳及び書類の保存が必要となります。

※詳しくは、函館税務署個人課税部門（31-3741）又は税務相談室函館分室（56-7755）にお問い合わせください。

# ★議員会・女性会・青年部活動

## 女性会新年会



▲高野会頭、折谷青年部会長を囲んでの女性会新年会

## 青年部活動

■道央・道南協議会連絡会議  
去る1月18日、道央・道南地区の7商工会議所青年部の連絡会議が栗山市において開催され、折谷会長、岩塚総務局長が出席しました。

今回の会議は来たる2月17日に登別市で開催される「平成17年度全国会長研修会」の受け入れ体制について協議を行ったものです。

会議では、全国から1000名を超える関係者が集まる大会を成功に導くため積極的な議論が展開されました。

なお、当青年部も大会の副主管として運営の一翼を担うことが決定しております。

■正副会長会議・役員会  
去る1月30日、第11回正副会長会議・第10回役員会が開催されました。

議案では、各委員会報告並びに諸会議への参加報告を行ったほか、2～3月開催事業計画の審議等を行いました。

本所女性会の新年会が去る1月12日、ホテル函館ロイヤルにおいて黒川会長はじめ33名が出席し開催されました。当日は、1月例会が行われたあと、新年会が開かれ、来賓として高野会頭、柳沢副会頭、折谷青年部会長が出席し盛會理に終了しました。

## 函館商工会議所青年部へ入会しませんか。

～4月入会者募集中～

【入会について】

### 1 入会資格は下記の通りです。

- (1) 函館商工会議所会員事業所の経営者・後継者・幹部社員の方
- (2) 満年齢55歳まで
- (3) 1つの事業所につき1名

### 2 青年部の入会に際しましては2名の推薦人(署名・捺印)が必要です。

### 3 推薦人となることが出来るのは、青年部会員(現役・OB)、本所議員/役員/職員です。

### 4 年会費は30,000円です。

※お申込み・お問い合わせは、 函館商工会議所企画情報課 23-1181まで。

## 新入会員ご紹介

事業所名	代表者名	住所	電話	営業内容
アジアキッチン・チェーズ	マウン・ジョー・ザウミー	美原2-2-7	46-7540	飲食店
CACサロンヌーヴェル	長田 桐子	富岡3-23-5	42-8445	美容室、エステサロン
炭焼やき鳥居酒屋二鳥目港店	山田 眞一	港町1-20-19	40-5001	居酒屋
(有)粋 匠	信田 年広	本町23-5	52-5569	飲食店
東光商事(株)函館店	片岡 龍郎	美原3-16-25	46-7281	金融業

(順不同・敬称略)

本号では、1月25日までにご入会のお申し込みをいただいた会員さんを紹介させていただきました。掲載にあたりお気づきの点等ございましたら、企画情報課までご連絡下さい。

新入社員さんも 社長さんも これなら出来る! すぐに役立つ!

## 函館商工会議所パソコン講座

■「Word 2000・Excel 2000 基礎編」

〔コース名〕B-3N

Word、Excelを使用した基本的な文書の作成方法を解説。また、パソコン初心者が理解しにくい、複数のアプリケーションソフトを使って、文書を効率よく作成するための知識も紹介しますので、ビジネス、プライベートを問わず、実践的な文書作成のための基礎知識を習得できます。

対 象／キーボード・マウス操作、文字入力ができる方

内 容／文字コピー貼り付け、書式設定、写真の挿入、オートSUM、グラフ作成etc

日 時／3月13・15・16・20・22・23日〔月・水・木曜×2週＝全6回〕18:00～20:30

受 講 料／会員 12,000円 一般 17,000円〔税・テキスト代込み〕

■場 所／NTT北海道テレマート(株)函館支店 (東雲町14-8 TEL22-3200)

(正面裏の通用口をご利用下さい。駐車場はありません。函館市役所駐車場等をご利用下さい。)

■定 員／14名〔参加人数が少ない場合は中止させていただくことがあります〕

■申込締切／定員に達し次第

■申 込 み／本所企画情報課 TEL23-1181〔お問い合わせもお気軽に〕

■使用機種／Windows XP ノートパソコン1人1台使用

## 日本の港の国際化2006inはこだて "セイルフォー21"輝く未来へ

日 時：2月18日 (土) 14:00～16:00

場 所：ホテル函館ロイヤル (3Fロイヤル キングホール)

入 場：無料 (要参加申込)

第1部基調講演 「これからの日本の港と国際化について」 講 師：鬼頭 平三 氏 (国土交通省港湾局長)

第2部講演 「水産科学の国際戦略と水産・海洋都市構想について」

講 師：猪上 徳雄 氏

(北海道大学大学院水産科学研究院 副研究院長・北海道大学評議員)

「函館港を活かした国際観光クルーズ」

講 師：田中 三郎 氏 (郵船クルーズ(株)運航部長)

【お申込先：函館市港湾空港部 港湾課 TEL 0138-21-3490 FAX 0138-26-2656】

商工会議所の

# 特定退職金共済制度



福利厚生はまず  
「退職金制度」  
の確立から



## 制度の特色

- ◇勤労意欲の向上・定着化に役立ちます。
- ◇掛金は事業所（事業主）負担で、全額損金または必要経費に算入できます。
- ◇給付金は一時金と年金による退職金の受取が選択できます。
- ◇国の制度との重複加入も認められています。

## 制度の内容

- ◇加入資格  
商工会議所会員企業の従業員で、14歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの方
- ◇掛 金  
月額1人1,000円(1口)から最高30,000円(30口)までの任意で設定できます。
- ◇給付金
  - 退職一時金……加入従業員が退職するとき
  - 遺族一時金……加入従業員が死亡したとき
  - 年 金……加入期間が10年以上の退職者が希望するとき（10年間支給）
- ◇解約手当金  
加入途中で共済契約を解除した場合でも、解約手当金は被保険者(加入従業員)に支払われます。

特定退職金共済制度にパートタイム労働者を新規に加入させた事業主の方への北海道の補助制度がございますのでご活用下さい。

資料請求・詳細については ☎23-1181 企画情報課まで

社会保険労務士・行政書士・DCアドバイザー・1級FP技能士

柳松労政事務所 所長 柳松和宏

〒040-0084 函館市大川町9番17号 Tel (0138) 62-5332  
Fax (0138) 62-5333

E-mail yanagi07@ms5.ncv.ne.jp

# 会議所紹介

## 函館マルチメディア推進協議会

- 設立 平成7年9月  
 代表者 会長 川嶋 俊夫 公立はこだて未来大学教授  
 構成員 30名(社)【法人15社 個人15名】  
 年会費 法人3万円 個人5千円(随時入会受付中)  
 事務局 企画情報課 【TEL 0138-23-1181 E-mail hmpc@hakodate.cci.or.jp】

本所に事務局を置く外郭団体「函館マルチメディア推進協議会」は、地域の情報化を推進し、魅力ある地域づくりに貢献することを目的に産学官が連携する形で設立されました。

設立当初から文字通りマルチメディアをキーワードとしたフォーラムや展示会等の開催、また他地域先進グループ・団体等との交流を図るなど多様な活動を展開してきたほか、国が行う情報化施策に対する地域窓口としての役割も担ってきました。

現在は当地域の恵まれた文化的資産等を有効に保存・活用する事を主眼として、地域デジタルアーカイブの推進事業を中心に活動しており、関連フォーラムの開催や、これを採録したデジタルアーカイブハンドブックを刊行するなど、ユニークな活動を展開しています。



### 【らぶらぶ】

この冬は雪の量が著しく多く、毎朝、乗用車の雪落ろしが日課となっているが、最近の乗用車は様々な点で機械化が進み、今やエンジンスターター、電動ドアミラーは当たり前のようになりつつあるばかりか、あるメーカーの安全装備では、車速を制御して前方の車両との距離を自動的に保つシステムや、夜間走行時の見えにくい前方の歩行者を感知してドライバーに知らせるシステムなど、乗用車の機械化は凄まじい勢いで進んでいると感じさせられる。

新年のニュースでは、昨年の道内の交通事故者数ワーストワンが14年振りに返上されたと報じていたが、機械がどんなに便利になったといっても実際に車を運転するのは人間である。そう思うと、毎朝のイライラを抑えて安全運転するため、夏場よりも10〜20分は早めに家を出ようと思がけている。

モータースポーツのF1(フォーミュラーワン)が好きで、毎回欠かさず観ているが、タイヤのホイールが擦れ合うきわどい場面に一喜一憂しながら、ある発言を思い出す。

それは、テレビ番組のインタビュートに対してF1レーサーが、サーキットを走るよりも一般道を走る方が恐いと感ずることがあるとの発言である。

一定の技量を持った人間同士が争うことよりも、どんな状態で運転しているか分からない方が恐いということらしい。(T・Y)

### 第49回 函館圏優良土産品推奨会

- 函館商工会議所会頭賞受賞 鮭の子ワイン漬け(500g) 3,675円税込み ▶
  - みなみ北海道広域商工振興連絡協議会会長賞受賞
  - ◀ 網元秘造り(150g×2) 1,890円税込み
- 〔第41回全国推奨観光土産品審査会 農林水産大臣賞受賞〕



網元 漁造、冬野村水産株式会社  
 〒041-1613 北海道函館市白尻町245番地  
 TEL(01372)2-3456 FAX(01372)2-3457

本通直営店/函館市本通2-55-24  
 TEL・FAX(0138)55-9532



# 2006

# はこだて冬フェスティバル開催

## 1 はこだてイルミネーションファンタジー

「光に包まれた愛の街・函館」をテーマに、教会や歴史的な建物が立ち並ぶ異国情緒あふれる元町地区の街並みと坂という素晴らしいロケーションをより一層生かして、元町の代表的な坂道を幻想的なイルミネーションで輝かせ、光の回廊で函館の夜を美しく彩る。

①期間：2005年12月1日(木)～2006年2月28日(火)

場所：二十間坂、二十間坂通、八幡坂

時間：日没～午後10時

②期間：2006年2月1日(水)～2月28日(火)

場所：基坂、元町公園

時間：日没～午後10時



## 2 五稜郭会場(ファミリー会場)

期間：2006年2月11日(土)、12日(日)

会場：五稜郭公園

内容：五稜郭氷の献上、アンパンマン雪像すべり台、赤ふんダービー、チャリティー売店、各種ゲーム

## 3 散策促進事業

名称：はこだてイルミネーション・点灯ウォークラリー

期間：2006年2月1日(水) 午後6時～午後7時30分

場所：元町公園～基坂～八幡坂～二十間坂

参加：100名先着順(当日参加受付)

内容：函館魅力再発見を目的に、イルミネーションを楽しみながらウォークラリーを開催。ラリー終了後、カフェペルラで湯の川温泉ペア宿泊券やホテル食事券など豪華賞品が当たる抽選会を行います。参加者全員に函館山ロープウェイ搭乗券(当日券)をプレゼントして山頂の夜景を満喫していただきます。

●午後5時30分～午後5時55分 元町公園内で受付(先着順)

●午後6時～午後7時 点灯ウォークラリー開始(チェックポイント場所については観光ボランティアが案内)

●午後7時～午後7時30分 抽選会(函館特産品をプレゼント)

## 4 「光のプレゼント」募集

目的：イルミネーションの推進

エリア：西部地区を中心とした函館市および近郊

対象：自薦、他薦を問わず、市民・企業を対象に実施

サイズ：キャビネ版(130mm×180mm)以上

締切：2006年2月20日(月) 必着

内容：自分のお気に入りの「光」を募集。

街の光(建物、住宅、街灯、風景)などのスナップ写真を実行委員会へ郵送。応募は、応募者の氏名、住所、年齢、性別、職業、撮影場所、お気に入り理由を記入して応募願います。応募された方の中から、抽選で函館市内ホテルディナーペア券をプレゼント。



## 5 「カラー写真コンテスト」

題材：期間中の冬フェスティバルにちなんだ作品

作品：カラープリントに限る

締切：必着メ切及びワイドメ切：2006年2月20日(月)

お問い合わせ／はこだて冬フェスティバル実行委員会27-3535 事務局／函館国際観光コンベンション協会内  
〒040-0054 函館市元町33-14 旧イギリス領事館内



Colors in Future

## 龍文堂印刷株式会社

URL: <http://www.ryubun-do.co.jp/>

Email: [info@ryubun-do.co.jp](mailto:info@ryubun-do.co.jp)

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号

TEL(0138)53-2231(代) FAX(0138)53-4355



# 観光コンベンション情報

(社) 函館国際観光コンベンション協会

## コンベンション調査にご協力下さい!!

当協会では現在、2006年4月以降に函館で開催予定のコンベンションについての情報を調査しております。情報をお持ちの方は、お手数ですが下記にご記入の上、FAX27-6775、またはお電話にてご連絡下さい。ご協力の程宜しくお願いいたします。

※ご提供いただきました情報につきましては、集計の上、函館市で開催予定のコンベンションスケジュールとして、大会名、開催期間とともに連絡先を公表させていただく場合がございます。連絡先の掲載が不可の場合は下記の調査票にご記入下さいますようお願い申し上げます。  
 その場合は大会名、開催期間のみの公表とさせていただきます。

### 2006年4月1日以降に函館市で開催予定のコンベンションについて

開催規模：国際／全国／全道／その他（ ）		
種類：①学会・研究会／②総会・大会／③会議・研修会／④展示会・見本市／⑤スポーツ／⑥文化・芸術		
名称及び予定会場	開催予定期日	参加予定人数
コンベンション名	<input type="checkbox"/> 年 月 日～ 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月頃 予定 (決定時期： )	総数 人 内 訳 海外 人 (ヶ国) 道外 人 道内 人 (うち市内 人)
開催予定会場		
主催者名・住所		市内連絡先
主催者名(団体名)		連絡先(団体名及び担当者名)
住所 (メールアドレス ) (TEL - )		住所 (メールアドレス ) (TEL - )
開催頻度： <input type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> 隔年 <input type="checkbox"/> 年ごと <input type="checkbox"/> 全く不定期		
連絡先の掲載について： <input type="checkbox"/> 掲載可 / <input type="checkbox"/> 掲載不可		

函館でのコンベンション情報がございましたら、ぜひ当協会までご連絡下さい。

(社) 函館国際観光コンベンション協会事務局 〒040-0054 函館市元町33-14  
 TEL27-3535・FAX27-6775 観光情報はこちらへ <http://www.hakodate-kankou.com>

くらべれば、やっぱり  
に **Boni CARD** がお得。



■に **Boni CARD** でお買物されると  
最高5%のポイントサービス

■ご紹介いただいた方がご入会されると  
お友達ご紹介ポイントサービス  
◎ご紹介者に1,000ポイントプレゼント。

■棒二森屋にご来店されると  
ご来店ポイントサービス  
◎10ポイントプレゼント。(1日1回のみ登録となります。)

■毎月第2日曜日・第4日曜日は  
に **Boni CARD** で優待デー開催  
◎ポーニカードのクレジットご利用で5%OFF。

■に **Boni CARD** カード会員様を  
年4回開催の特別ご優待会にご招待

■棒二森屋パーキングをご利用された場合  
駐車料金3時間無料サービス

ただいま、に **Boni CARD** 新会員募集中 ■お申し込み・お問い合わせ／本館7階に **Boni CARD** コーナー



## 棒二森屋の商品券

お祝い事やお礼の品はもちろん、お中元やお歳暮の贈り物として最適なギフトです。棒二森屋の商品券は使いやすい1,000円券です。ご用途やご予算に合わせてご利用ください。

《お取り扱い場所》本館7階商品券売場

■ご利用いただけるお店

- 中合/福島店(福島)・会津店(会津)・清水屋店(酒田)
- 十字屋/山形店(山形) ●三春屋(八戸)
- カテプリ/新さっぽろ(札幌)
- ダイエー/ダイエー全店及び契約専門店
- マルエツ/マルエツ全店及び契約専門店

棒二森屋では、全国百貨店共通商品券が、お使いいただけます。

これからも道南・函館のみなさまと共に。

# に **Boni-moriya**

TEL (代) 0138-26-1211

# ドコモのモバイル 映像系ソリューション

## FOMA対応カメラで、 ビジネスにプライベートにFOMAで映像キャッチ!!

### 【ビジネス編(店舗監視用)】

お、指示どおり  
陳列OKだな

FOMA端末

事務所/外出先

FOMA  
カード型  
P2402

FOMA対応カメラ

店舗

### 【プライベート編(自宅セキュリティ用)】

良かった、  
大丈夫だわ。ホッ!!

FOMA端末

外出先(旅先)

FOMA  
カード型  
F2402

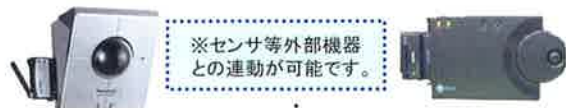
FOMA対応カメラ

自宅

### 【利用シーン】

建設現場の様子	受付の様子	遠方の親・ お孫さんの様子	幼稚園・保育園での お子様の様子	自宅ペットの様子

### 【FOMA対応カメラ(主な仕様)】



※センサ等外部機器  
との連動が可能です。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>商品名「ネビカーF」パナソニック製</li> <li>上下左右・ズームアップ可能</li> <li>内蔵カメラ 38万画素、3Lux、±70° &amp; 上90° 下30° 遠隔操作</li> <li>外形 高96.5mm×幅95mm×奥行77.4mm</li> <li>質量 約320g</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>商品名「エアービュー-2」ナナオ製</li> <li>シンプルで固定型</li> <li>内蔵カメラ 11万画素CMOS、10Lux、±30° 手動</li> <li>外形 高93.2mm×幅154.5mm×奥行30mm</li> <li>質量 約195g</li> </ul> |
|---|--|

三浦と申します。

漢と申します。

お気軽に連絡  
下さいませ。  
m(..)m

お問合せは  
NTTDoCoMo北海道 函館支店 三浦・漢  
函館市梁川町5-10 朝日生命函館梁川ビル3階  
Tel 0138-32-6655 Fax 0138-32-6622

昭和五十五年八月二十六日第三種郵便物認可  
平成十八年二月十日発行(毎月一回十日発行)

2月号 函館商工会議所報  
「ともえ」二八号

編集兼 函館商工会議所  
発行人 古川雅章

古川雅章  
函館市若松町十五番七十一号  
電話(0138)233-1181

印刷所 龍文堂印刷株式会社

函館市日乃出町二十八番二号  
電話(0138)531-2331(代)

頒価 二〇〇円  
(購読料は会費に含まれます)